

鯖江市コミュニティバス停留所の標識柱利用広告掲示取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、コミュニティバス停留所の標識柱(以下「標柱」という。)に掲示する広告の取扱いについて、鯖江市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲示する広告物の色彩)

第2条 広告を掲示する広告物は、景観との調和を図ることとし、市の指定した文章を入れるものとする。

(広告の大きさおよび掲示位置)

第3条 標柱の広告物は、1標柱につき、1枠(縦25センチメートル、横40センチメートルの大きさをいう。以下同じ。)とする。

2 広告物の掲示位置は、市長が指定する位置とする。ただし、市長が掲示上支障があると認めるときは、掲示位置を変更することができる。

(掲示の申請等)

第4条 広告を掲示しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲示しようとする月の初日の1月前から15日前までに、鯖江市コミュニティバス停留所標柱広告掲示申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲示しようとする広告のデザイン画および停留所箇所を添えて市長に提出しなければならない。

(掲示の決定等)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定し、申請者に鯖江市コミュニティバス停留所標柱広告掲示可否決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

2 広告を掲示できる期間は、掲示決定の通知のあった月の翌月の初日から当該年度末までとする。

(広告掲示の優先順位)

第6条 広告掲示の優先順位については、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がある場合は、広告掲示希望月数が多いものを優先するものとし、広告掲示期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。

- (1) 市内に事業所等を有する者の広告
- (2) 国、地方公共団体、公益法人およびこれらに類する者の広告
- (3) 前各号に掲げる広告以外の広告

(広告物の維持管理)

第7条 広告主は、広告物の維持管理を行うものとする。

2 広告主は、広告物が破損または汚損したときは、復旧または撤去しなければならない。

(著作権等)

第8条 広告の原稿にイラスト、写真またはロゴなどを使用する場合には、広告主が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料等が発生するときは負担しなければならない。

(掲示料金)

第9条 広告の掲示料金は、1枠につき1箇月当たり900円とする。ただし、1箇年の場合は、10,000円とする。

2 前項の掲示料金は、消費税および地方消費税の額を含むものとする。

(広告内容の変更)

第10条 市長は、要綱第8条第2項の広告掲示の決定後、事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が要綱第3条の基準に抵触し、またはそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告物の内容等を変更しようとするときは、事前に市長と協議し鯖江市コミュニティバス停留所標柱広告掲示変更内容等申出書(様式第3号)を提出しなければならない。

(掲示の取消し)

第11条 市長は、要綱第12条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲示の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主がこの要領の規定に違反したとき。

(2) コミュニティバス運行事業の変更や停留所位置の変更等により広告を掲示することができなくなったとき。

(広告掲示の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲示の取り下げを行う場合は、鯖江市コミュニティバス停留所標柱広告掲示取下申出書(様式第4号)により、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により広告掲示を取り下げた場合は、納付済みの広告掲示料は返還しない。

(広告掲示料の返還)

第13条 要綱第13条の規定により返還する広告掲示料は、掲示を取り消した月の翌月以降の納付済月額額の総額とする。

2 前項の規定により返還する広告掲示料には利子を付さない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年 8月 1日から施行する。